

盛岡市 I C T利活用推進指針

2019-2022

令和元年（2019年）12月

盛岡市

目次

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 第1章 情報化推進に向けた取組の総括 | 1 |
| 1 情報化推進に向けた計画の変遷 | 1 |
| 2 「盛岡市情報化基本計画」の取組 | 1 |
| 3 「盛岡市情報化基本計画」の総括 | 4 |
| | |
| 第2章 策定の背景 | 5 |
| 1 ICTを取り巻く状況 | 5 |
| 2 国のICT関連施策 | 6 |
| 3 県のICT関連施策 | 8 |
| | |
| 第3章 基本的事項 | 9 |
| 1 趣旨 | 9 |
| 2 位置付け | 9 |
| 3 対象期間 | 10 |
| | |
| 第4章 基本的な方向性と推進項目 | 11 |
| 方向性1 市民サービスの利便性向上 | 12 |
| 方向性2 行政事務の業務改革 | 14 |
| 方向性3 安全・安心な暮らしの確保 | 16 |
| 方向性4 情報セキュリティ対策の推進 | 17 |
| | |
| 第5章 推進体制 | 18 |
| | |
| 【参考資料】盛岡市情報化基本計画（第一次～第四次）施策一覧 | 20 |

第 1 章 情報化推進に向けた取組の総括

1 情報化推進に向けた計画の変遷

平成 12 年 11 月の「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（I T 基本法）」の成立や、「e-japan 戦略」が策定されたことなどを背景に、都道府県や政令指定都市を中心とした自治体でも、情報化に係る計画が策定されました。

本市では、平成 14 年（2002 年）3 月に、『いつでも、誰でも、どこからでも、自由に I T の活用が可能となる「ユビキタス社会」における市民サービスや地域づくりを具現化する』との趣旨のもと、「地域活性化の鍵とした地域 I T 戦略の展開～市民・企業・行政（citizen・business・city）の主体性を尊重する内発型の I T 化推進」を基本理念とし、「電子市役所の構築を前提とした I T を核とした地域づくりの実現」を目標に、平成 18 年度までの 5 年間を計画期間とする「盛岡市情報化基本計画」を策定し、「e-citizen づくり」、「e-business づくり」、「e-city づくり」のもとに、49 施策（再掲は除く）に取り組みました。

その後、第一次計画の構成を踏襲する形で、「電子市役所の構築を推進するとともに、利便・効率・活力を実感できる電子自治体の実現」を目標に、平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間を計画期間とする第二次計画を策定し、新規に掲載した 11 施策のほか、第一次計画で実施されなかった施策を継続するなど、29 施策（再掲は除く）に取り組みました。

平成 22 年度から 24 年度までの 3 年間を計画期間とする第三次計画では、基本理念を継承しながら、「市民サービスの向上」、「行政の簡素・効率化」、「情報セキュリティ対策の強化」を目標に、新規に掲載した 5 施策のほか、第二次計画で実施されなかった施策を継続するとともに、実施までに計画期間を超えて長期間にわたり検討を要するものは、「長期的に検討を行う課題」として整理し、25 施策（再掲は除く）に取り組みました。

平成 25 年度から 27 年度までの 3 年間を計画期間とする第四次計画では、第三次計画を継承し、「市民サービスの向上」、「行政事務の効率化と高度化」、「情報セキュリティ対策の強化」を目標に、新規に掲載した 7 施策のほか、第三次計画で実施されなかった施策の継続や長期的に検討を行う課題について、22 施策（再掲は除く）に取り組みました。

2 「盛岡市情報化基本計画」の取組

「盛岡市情報化基本計画」では、地域の実情、特性を活かした地域 I T 戦略を展開することにより、地域に活力と豊かさをもたらすことを目指し、市民（citizen）・企業（business）・行政（city）が主体となった取組を推進・支援しました。

- (1) e-citizen づくりでは、市民が I T の利便性を享受するとともに、オンライン、オフラインのコミュニケーションにあふれた豊かな生活の実現を目指し、「人づくり」、「街づくり」、「ふれあいづくり」を掲げ、第一次計画から第四次計画まで、34 施策（再掲・計画間の重複は除く。施策一覧は 20 ページ【参考

資料】に掲載)に取り組みました。

第一次計画では、I T講習の推進や図書館蔵書検索・予約管理システムの構築、I Tによる福祉総合ネットワークづくり、市立病院等の医療関連情報システムの高度化、バスロケーションシステムの整備、災害時緊急情報伝達手段の多様化、公共空間でのインターネット環境整備など、13 施策を実施、または施策の一部事業に着手するとともに、第二次計画では、地方税申告システムの導入を実施し、申請届出のオンライン化に一部着手しました。

第三次計画では、ブロードバンド・ゼロ地域の解消や防災G I Sシステム等の構築、軽自動車税のコンビニ収納など、5 施策を実施、または施策の一部事業に着手したほか、第四次計画では、消防救急無線のデジタル化や図書ネットワークの構築、スポーツ情報発信専用ホームページの開設、タブレット端末等の環境整備、市税等の納付手段の拡大など、7 施策の一部事業に着手しました。

また、学校教育施設の I C T¹環境の整備や小中学校における教育の情報化の推進、公共施設予約システムの構築、デジタルコミュニティ支援事業の4 施策については、第一次計画から第四次計画まで、施策の一部事業に着手しながら継続した取組を行うなど、計画期間を合わせて、12 施策を実施、19 施策の一部事業に着手しました。

一方、住基カードの普及推進と活用や手数料の電子納付、電子投票システムの導入の3 施策については、新たにマイナンバー制度²が開始されたことや計画したシステムの全国的な普及が進まなかったことなどにより、着手に至りませんでした。

- (2) e-business づくりでは、市内産業の持続的発展を目指し、「既存産業の I T化」「I T産業の発展」を掲げ、12 施策（再掲・計画間の重複は除く。施策一覧は20 ページ【参考資料】に掲載）に取り組みました。

第一次計画では、I Tを活用した営農・経営活動の支援や盛岡市企業データベースの構築、中小企業情報研修の促進、商店街の情報化促進、インキュベーション施設の整備、産学官の連携による新規産業の育成など、9 施策を実施、または、施策の一部事業に着手しました。

また、電子入札・調達システムの導入については、第一次計画から第四次計画まで、電子納品の導入については、第三次から第四次まで、施策の一部事業に着手しながら継続した取組を行うなど、計画期間を合わせて、7 施策を実施、4 施策の一部事業に着手しました。

¹ I C T (アイシーティ)：情報通信技術 (Information and Communications Technology) のこと。情報・通信に関連する技術一般の総称であり、従来用いられてきた「I T (Information Technology)」とほぼ同義だが、国際的には I C T が広く使われている。

² マイナンバー制度：住民票を有する全ての方に12桁の個人番号(マイナンバー)を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理する制度で、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤のこと。

一方、建設CALS/EC³の導入については、導入システムの内容や費用対効果など、導入の必要性の再検討が必要となったことから、当該システムの導入に至りませんでした。

- (3) e-city づくりでは、市民の視点に立った業務改善による行政事務の効率化を目指し、「業務改革の推進」「行政サービスの高度化」「インフラ整備の推進」「推進体制の確立」を掲げ、29施策（再掲・計画間の重複は除く。施策一覧は21ページ【参考資料】に掲載）に取り組みました。

第一次計画では、財務会計システムの再構築や新市民税システムの構築、行政評価システムの構築、各種データベースの整備、総合行政ネットワーク⁴の整備、グループウェア⁵整備事業、情報セキュリティポリシー⁶の策定など、10施策を実施、または施策の一部事業に着手しました。

第二次計画では、総合文書管理システムの構築や地方税申告システムの導入、後期高齢者医療システムの構築、新保育システムの構築、消費生活相談システムの構築など、6施策を実施し、情報セキュリティポリシーの見直しの一部事業に着手しました。

第三次計画では、土地異動システムの構築や住民記録システムの再構築、グループウェアシステムの更新の3施策を実施し、第四次計画では、統合型GIS⁷システムの再構築を実施したほか、クラウド⁸技術の導入促進の一部事業に着手しました。

また、ホームページを活用した情報提供の充実や研修の充実、個人情報保護の徹底など4施策については、第一次から第三次まで、また、情報セキュリティ対策の強化については、第三次計画から第四次計画まで継続して実施、または施策の一部事業に着手しながら継続した取組を行うなど、計画期間を合わせて、20施策を実施、6施策の一部事業に着手しました。

一方、価格通知の電子媒体による一括通知システムの構築や業務継続計画に係る情報システム対策、市民相談・要望・苦情のデータベース化やの3施策に

³建設CALS/EC(キャルス/イーシー):「公共事業支援統合情報システム(Continuous Acquisition and Life-cycle Support / Electronic Commerce)」の略称。従来は紙で交換されていた情報を電子化するとともに、ネットワークを活用して各業務プロセスをまたぐ情報の共有・有効活用を図ることにより公共事業の生産性向上やコスト縮減等を実現するための取組のこと。

⁴総合行政ネットワーク(LGWAN):地方公共団体及び国の機関と相互に接続された行政専用のコンピュータネットワークのこと。インターネットより高い情報セキュリティが確保されている。

⁵グループウェア:組織内の情報共有やコミュニケーションを目的とするコンピュータネットワークを活用した情報システムのこと。電子メール、掲示板、スケジュール管理などが主な機能としてある。

⁶情報セキュリティポリシー:組織が保有する情報資産等を、様々な情報セキュリティリスクから防御することを目的として定めた、情報セキュリティに関する基本方針及び情報セキュリティ対策に関する基準のこと。

⁷統合型GIS:主に地方自治体において、道路、街区、建物、河川など、使用する地図情報を統合・電子化し、一元的に維持管理することで、庁内横断型のデータ共用を可能にするシステムのこと。

⁸クラウド:外部のデータセンターなどに構築された情報システムの機能を「サービス」として、ネットワーク経由で利用するシステム形態のこと。

については、未着手として整理しています。

価格通知の電子媒体による一括通知システムの構築については、法務局との協議を行ったものの、費用の面で課題があり、実施には至らなかったほか、業務継続計画に係る情報システム対策については、国によるセキュリティ強化の要請へ優先的に取り組んだため、着手に至りませんでした。

市民相談・要望・苦情のデータベース化については、計画期間内に着手できなかったものの、計画期間終了後に実施しました。

3 「盛岡市情報化基本計画」の総括

本市では、平成14年度から27年度まで、「盛岡市情報化基本計画」を三度改定しながら、当初の目標である「電子市役所の構築を前提としたITを核とした地域づくりの実現」に取り組むとともに、この間における、国、県の動向やICTをめぐる状況の変化に対応する形で、「行政事務の効率化と高度化」や「情報セキュリティ対策の強化」などにも取り組みながら、電子市役所の実現を目指した取組を進めました。

取組の結果は、第一次から第四次までの計画期間において、e-citizenづくり、e-businessづくり、e-cityづくりを合わせて、75施策（再掲・計画間の重複は除く）に取り組む、39施策（52%）を実施し、29施策（39%）の一部事業に着手する一方で、着手に至らなかった施策は、7施策（9%）でした。

未着手とした7施策は、計画登載後、新たな制度が開始されたことや計画したシステムの全国的な普及が進まなかったこと、他団体との調整がつかなかったことなどによるものであり、計画した施策のうち、91%に当たる68施策を実施または施策の一部事業に着手していることから、計画は概ね予定通り推進され、本市の「電子市役所の実現」と「ITを核とした地域づくりの実現」への取組は、確実な成果をあげたと言えます。

一方で、計画を推進するための財源の裏付けが不十分であったため、一部に着手した施策であっても、費用対効果や優先度の面から計画した事業すべての実施に至らないなど、着実な推進の点で課題がありました。

このことから、今後、情報化を推進するにあたっては、総合計画と連動しながら着実な推進を図る必要があります。

第2章 策定の背景

1 I C Tを取り巻く状況

(1) インターネット、スマートフォン、ソーシャルメディア⁹サービス

総務省「平成30年通信利用動向調査」によると、平成30年（2018年）のインターネットの利用率は、全国で79.8%、岩手県では69.4%と、ここ数年は横ばいとなっていますが、長期的には上昇傾向にあります。スマートフォンの世帯保有率は、全国で79.2%、岩手県では80.8%と急速に普及が進んでいます。

また、ソーシャルメディアサービスが若い世代を中心に浸透しており、インターネットを通じたコミュニケーションが多様化し、新たなつながりが広がっています。

(2) データ活用社会

インターネットなどの情報通信基盤の高度化やスマートフォン、I o T¹⁰の普及などに伴い、インターネット上のデータ流通量が飛躍的に増加しており、官民データ活用推進基本法の施行など、オープンデータ¹¹やビッグデータ¹²などのデータの流通・活用の促進に向けた環境づくりが進められています。

(3) 第4次産業革命

あらゆるモノをインターネットにつなげるI o Tや、A I¹³、R P A¹⁴、ビッグデータの活用など、第4次産業革命と呼ばれる技術革新が急速に進展しています。

また、国が目指す「Society5.0¹⁵」で実現する社会では、これらの技術により、少子・高齢化、地方の過疎化などの克服が期待されています。

⁹ソーシャルメディア：ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディアのこと。

¹⁰I o T（アイオーティ）：モノのインターネット（Internet of Things）のこと。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値が生み出されることが期待されている。

¹¹オープンデータ：国や地方公共団体、企業などが保有するデータを、営利目的も含めた二次利用可能なルールの下、機械判読に適した形式で公開する取組のこと。

¹²ビッグデータ：インターネットやI o Tの普及など、I C Tの進展に伴って、生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータのこと。

¹³A I（エーアイ）：人工知能（Artificial Intelligence）のこと。人間の脳で行っている学習、推測、分析、判断などの知的な作業をコンピュータ上で実現しようとする技術のこと。

¹⁴R P A（アールピーエー）：ロボットによる業務の自動化（Robotic Process Automation）のこと。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化することなどをいう。

¹⁵Society5.0（ソサエティ5.0）：国が実現を目指す、「I o T、ロボット、A I、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人一人のニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会」のこと。



資料：内閣府ウェブサイト https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html

(4) 5 G¹⁶（第5世代移動通信システム）

次世代通信ネットワークとして注目されている「5 G」は、超高速な通信速度、基地局1台への多数同時接続、通信のタイムラグが極めて小さい（超低遅延）といった特長があり、2019年のサービス提供開始を目指した取組が進められています。

2 国の I C T関連施策

平成13年（2001年）の「IT戦略本部」設置以降の国のICT政策の動向は、次表のとおりです。

「世界最先端デジタル国家創造宣言」（平成30年（2018年）6月）においては、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現するための「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、ITを活用した社会システムの抜本改革を掲げ、「デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行」として「行政サービスの100%デジタル化」、「行政保有データの100%オープン化」、「デジタル改革の基盤整備」が、「地方のデジタル改革」では「IT戦略の成果の地方展開」等が明記されました。

自治体におけるデジタル化のためのシステム構築は、各自治体で個別に行うのではなく、国全体として標準化・共通化したものをトップダウンで浸透させていく計画（内閣官房情報通信技術総合戦略室長代理（副政府CIO）向井治紀氏）としています。

¹⁶ 5 G（第5世代移動通信システム）：3 G（スリージー）、4 G（フォージー）に続く第5世代移動通信システムのこと。「超高速」だけでなく「多数接続」や「超低遅延」といった新たな特徴を持つ次世代の移動通信システム。

盛岡市 I C T利活用推進指針

| | | |
|----------------|------|--|
| 平成 13 (2001) 年 | 1 月 | 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」施行 「IT 戦略本部」(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部) 設置 e-Japan 戦略 (2001. 01) の策定, e-Japan 戦略Ⅱ (2003. 07) |
| 平成 25 (2013) 年 | 1 月 | 「世界最先端 I T 国家創造宣言」閣議決定 |
| 平成 26 (2014) 年 | 3 月 | 「電子自治体の取組を加速するための 10 の指針」策定 (自治体クラウド ¹⁷ , 住民利便性向上 (オープンデータ他), 体制整備) |
| 平成 27 (2015) 年 | 10 月 | 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」施行 |
| 平成 28 (2016) 年 | 12 月 | 「官民データ活用推進基本法」施行 (官民のデータ利活用のための環境を総合的効果的に整備) (国・都道府県の推進基本計画の策定を義務付け, 市町村は努力義務) 【マイナンバー制度導入】 |
| 平成 29 (2017) 年 | 5 月 | 「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」閣議決定 |
| 平成 29 (2017) 年 | 5 月 | 「デジタル・ガバメント ¹⁸ 推進方針」策定 |
| 平成 30 (2018) 年 | 1 月 | 「デジタル・ガバメント実行計画」策定 (行政サービスの 100%デジタル化 (デジタルファースト, ワンスオンリー, コネクテッド・ワンストップ), 行政保有データの 100%オープン化等) |
| 平成 30 (2018) 年 | 6 月 | 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」閣議決定 【施策集】※下線の施策は市町村に特に関連する事項 1 <u>行政手続き等のオンライン化原則</u> 2 <u>オープンデータの促進</u> 3 データ利活用のルール整備 4 <u>マイナンバーカード¹⁹の普及・活用</u> 5 <u>利用の機会等の格差の是正 (デジタルデバイド²⁰対策)</u> 6 <u>情報システム改革・業務の見直し</u> 他 |
| 平成 31 (2019) 年 | 5 月 | 「未来投資戦略 2018」閣議決定 (「Society5.0」(超スマート社会) の実現に向けた取組推進) デジタルファースト法案が成立 |

¹⁷ 自治体クラウド: 住民記録, 税務, 福祉, セキュリティ対策などの情報システムについて, 自庁舎内で管理・運用することに代えて, 複数の自治体間で外部のデータセンターなどに統合して共同利用するシステム利用形態のこと。

¹⁸ デジタル・ガバメント: 国民・事業者の利便性向上に重点を置き, 行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す国の取組のこと。

¹⁹ マイナンバーカード: 本人の申請により交付され, 個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき, また, 様々な行政サービスを受けることができるようになる I C カードのこと。

²⁰ デジタルデバイド: インターネットやパソコン等の I C T を利用できる人とできない人の間に生じる情報の受信や機会の格差のこと。

3 県の I C T関連施策

岩手県では、平成 10 年（1998 年）4 月、岩手の情報化を進める上での基本指針として、「イーハトーブ情報の森」構想」を策定するとともに、これに掲げる基本目標の達成に向け、「岩手県高度情報化アクションプラン 2010」等のアクションプランを策定し、情報通信基盤の整備や I C T利活用の促進などに取り組んできました。

平成 24 年（2012 年）6 月には、東日本大震災津波からの復旧・復興と I C T利活用による地域活性化を目指す「いわて I C T利活用推進プラン」を策定し、県政の幅広い分野において I C Tを利活用した具体的な取組を推進してきました。

平成 31（2019 年）年 3 月には、官民データ活用推進基本法において策定が義務付けられている都道府県官民データ活用推進計画に位置付ける計画として、「岩手県 I C T利活用推進計画」を策定しています。

| 計画名称 | 取組期間 |
|-----------------------|-----------------|
| “イーハトーブ情報の森”構想 | 平成 10 年度～22 年度 |
| 岩手県高度情報化戦略 | 平成 12 年度～15 年度 |
| 岩手県高度情報化アクションプラン | 平成 16 年度～18 年度 |
| 岩手県高度情報化アクションプラン 2010 | 平成 19 年度～22 年度 |
| いわて I C T利活用推進プラン | 平成 24 年度～26 年度 |
| 岩手県 I C T利活用推進計画 | 2019 年度～2022 年度 |

岩手県 ICT利活用推進計画

■ 基本方針

本県の強みや本県が有する地域資源・特性を生かしながら、I C Tの積極的な利活用により、地域が抱える課題の解決と県民一人ひとりの暮らし、仕事、学びにおける利便性の向上を図ります。

■ 5つの取組方向

(1) 暮らし・安全 ～ I C Tによる安全で安心な暮らしの実現～

医療、介護、子育て、健康づくりなど県民の生活に身近な分野での利便性向上や、災害発生時の迅速な情報収集と的確な情報提供、持続的に活動できる地域コミュニティの形成など、I C Tによる安全で安心な暮らしの実現を目指します。

(2) 産業 ～ I C Tによる産業の振興～

農林水産業の現場や北上川流域のものづくり産業をはじめとした県内企業における生産性の向上など、I C Tによる産業の振興を図るとともに、県内外に向けた本県の優位性の強力な情報発信により人材の確保を目指します。

(3) 人づくり ～ I C Tを支える人づくり、I C Tによる人づくり～

最新の I C T技術を効果的に活用し、地域課題の解決や利便性の向上につなげることができる人材や I C T技術の普及を支援することができる人材の育成など、I C Tを支えるひとづくりを進めます。また、学校教育における I C Tを活用した新たな教育環境の整備や、I C Tを使いこなし、Society5.0を担う人材の育成など、I C Tによる人づくりを進めます。

(4) 情報発信 ～ I C Tによる効果的な情報の発信～

スマートフォンの普及やソーシャルメディアの浸透を背景に、一層身近になった I C Tを活用することにより、県民サービスの向上や人材の確保、交流人口の拡大に向けて、県内外への効果的な情報発信を行います。

(5) 環境整備 ～ I C Tの利活用を支える環境の整備～

県民の誰もが身近になったインターネットを十分に活用しながら新しい技術にも対応できるよう、リテラシーの向上や普及啓発を行うとともに、中山間地域などの条件不利地域における情報通信基盤の整備、積極的な I C T利活用による行政事務の効率化や住民サービスの向上などを進め、I C Tの利活用を支える環境の整備を促進します。

第3章 基本的事項

1 趣旨

「第4次産業革命」や「Society5.0」など、ICTの進展・普及を背景とする、新しい社会の構築を目指した取組や、国における「世界最先端デジタル国家創造宣言」など、本市の情報化を取り巻く状況は急速に変化しており、本市においても、ICTをめぐる状況変化を適切に捉え、国、県の動向を的確に把握するとともに、ICTの進展やインターネット利用者の増加、モバイル端末の普及などを見据えながら、全ての行政分野において、ICT利活用を前提とした、市民サービスの利便性の向上に努める必要があります。

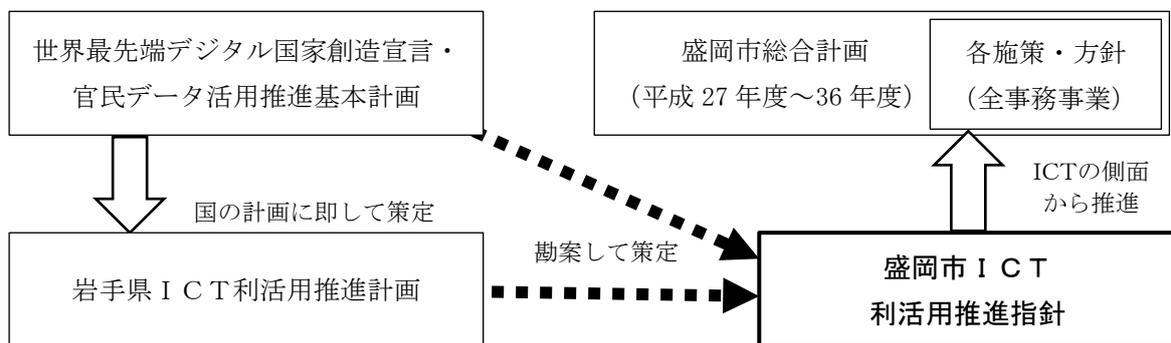
また、一定の整備が進んだ各情報システムの更新等に合わせ、効率化・高度化を図るとともに、業務の見直しを行う際は、行政事務の効率化や経費の縮減、ワーク・ライフ・バランスの推進などに向け、ICTを積極的に利活用するという視点を持ちながら、取り組む必要があります。

このようなことから、ICTを効果的、効率的に利活用し、「盛岡市総合計画」に掲げる各施策や方針をICTの側面から推進するとともに、スマート自治体への転換を図るため、本市のICT利活用に関する基本的な考え方や方向性を示す「盛岡市ICT利活用推進指針」(以下、「本推進指針」という。)を策定するものです。

2 位置付け

本推進指針は、「盛岡市総合計画（平成27年度～36年度）」に掲げる各施策や方針を、ICTの側面から推進するための指針として位置付けるものであり、本推進指針の対象は、総合計画に掲げるすべての事務事業とします。

また、官民データ活用推進基本法において、市町村には官民データ活用推進基本計画の策定が努力義務とされていることから、同法第9条第3項²¹に規定する官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画として位置付けます。



²¹官民データ活用推進基本法第9条第3項：市町村は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとする。

3 対象期間

令和元年度（2019 年度）から令和4年度（2022 年度）までの4年間を対象期間としますが，I C T利活用を推進するため，I C Tを取り巻く環境変化等に柔軟かつ機動的に対応し，必要に応じて本推進指針の見直しを行います。

第4章 基本的な方向性と推進項目

本推進指針では、「盛岡市情報化基本計画」の総括を継承しつつ、I C Tを取り巻く状況の変化や国、県の動向に柔軟に対応し、I C Tを効果的、効率的に利活用しながら「盛岡市総合計画」に掲げる各施策や方針をI C Tの側面から推進するとともに、スマート自治体への転換を図るため、次の4つの方向性と12の推進項目を示ものとします。

■ 4つの方向性と12の推進項目

盛岡市 I C T利活用推進指針

方向性1 市民サービスの利便性向上

- (1) 利用者中心の業務改革
- (2) 情報発信の拡充
- (3) オープンデータ化による情報の公開・利活用の推進
- (4) 利用機会等の格差是正

方向性2 行政事務の業務改革

- (1) 行政事務の効率化・高度化
- (2) 情報システムの標準化・最適化
- (3) 情報システムにおけるクラウドの導入

方向性3 安全・安心な暮らしの確保

- (1) 緊急時における情報提供の充実
- (2) 地域の安全・安心の確保
- (3) 緊急時における業務継続性の確保

方向性4 情報セキュリティ対策の推進

- (1) 情報セキュリティ対策の推進
- (2) 情報化人材の育成と体制の整備

方向性 1 市民サービスの利便性向上

インターネット利用者の増加や、スマートフォンなどのモバイル端末の普及に伴い、I C Tを利活用したサービスへのニーズが高まっていることから、市民ニーズを的確に捉えつつ、情報格差にも配慮しながら、利用者中心の業務改革や積極的な情報発信等を行い、市民サービスの利便性向上や地域課題の解決に努めます。

(1) 利用者中心の業務改革

ア 行政手続のオンライン化の推進

平日に仕事をしている方や子育て、介護をしている方など、窓口に来ることが困難な方への対応や、市民の利便性向上のため、オンラインでの手続きの更なる推進が求められていることから、国におけるデジタル・ガバメントの取組等を踏まえつつ、市民の視点に立って、行政手続のオンライン化を進めるとともに、利用の促進を図ります。

イ マイナンバーカードの普及・活用

国においては、マイナンバーカードの更なる普及やマイナポイント²²を活用した消費活性化策の導入、健康保険証としての利用など、カードの利活用を拡大することから、国の施策と連動しながら、カードの普及やカードの利活用を支援するほか、マイナポータル²³を利活用したきめ細かな情報提供の推進を図るとともに、カードを利用した独自サービスの検討を進めます。

(2) 情報発信の拡充

ア 分かりやすくタイムリーな情報の発信

インターネットやスマートフォンの急速な普及により、いつでも、どこでも、簡単に情報を共有することが可能となるなど、ソーシャルメディアサービスが市民と行政の新たな情報共有の手段となっていることから、情報を必要とする市民の利用環境に配慮しつつ、ホームページやソーシャルメディアサービスを利活用した、分かりやすくタイムリーな情報の発信に努めます。

²² **マイナポイント**：マイナンバーカード利用者が、キャッシュレス決済で一定額を前払いした分に、プレミアム分として国が付与するポイントのことであり、消費活性化策としての利用が予定されているもの。

²³ **マイナポータル**：行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるシステムのこと。

イ ウェブアクセシビリティ²⁴の向上

高齢者や体の不自由な方、外国人の方を含めたホームページやソーシャルメディアサービスを利用する方が、快適で利用しやすいよう、アクセシビリティに配慮した取組が求められていることから、ホームページ上における音声読み上げ機能や多言語化など、だれにでも扱いやすく、分かりやすい情報発信のための、ウェブアクセシビリティの向上に努めます。

(3) オープンデータ化による情報の公開・利活用の推進

本市では、平成30年（2018年）9月からオープンデータの取組を開始していますが、本市が保有する公共データを市民や企業等が利活用することにより、市民サービスの向上が図られるほか、地域課題の解決や新たな産業の創出、生産性の向上など、地域や経済の活性化が期待されることから、利用ニーズの高いデータやオープンデータに適したデータを中心に、更なる公共データのオープンデータ化を進めます。

(4) 利用機会等の格差是正

ホームページや、SNS²⁵などのソーシャルメディアサービスが市民と行政の新たな情報共有の手段となっていることから、市民や来訪者が、いつでも、どこでも行政情報を得ることができるよう、市全体としてインターネットにアクセスできる環境づくりを推進します。

また、ICTの進展状況等を踏まえながら、利用機会等の格差是正について検討を進め、誰でもICTのサービスを利活用できる環境づくりに努めるとともに、モバイル端末などを持たない人も、様々な手段によりICTを活用したサービスを受けられるよう検討を進めます。

²⁴ウェブアクセシビリティ：高齢者や障がい者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

²⁵SNS（エスエヌエス）：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。人と人の社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。

方向性 2 行政事務の業務改革

限られた経営資源を有効に活用するとともに、行政運営の効率化や、多様化、高度化する行政サービスの利便性向上が求められていることから、I C Tを効果的に利活用し、情報システムの改革や業務見直しを行い、業務の効率化・高度化を図るとともに、経費の縮減やワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

(1) 行政事務の効率化・高度化

ア AI, RPA等の新しい技術等の積極的な導入

I C Tの進展に伴う新しい技術や機器などの利活用により、事務処理の正確性や迅速性の向上が図られ、業務改革や生産性の向上につながるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や市民サービスの利便性の向上が期待できることから、AI, RPA等の新しい技術や機器などについては、幅広い分野での利活用に向け、関係部署間における情報共有を図り、業務への適応や課題の検証を行うなど、利活用に適した業務や費用対効果を見極めながら、積極的な利活用に努めます。

イ 施策マネジメントへのデータの活用

I C Tの進展に伴い、行政、民間を問わず、様々な場面でデータが活用される中、地域の実態や市民ニーズなどについても、データを分析し、政策的に活用することにより、より信頼性が高く有効な施策の立案が可能となることから、施策の企画及び立案に際しては、庁内外の様々なデータを多様な手法により取得し、積極的に活用するとともに、施策の効果や課題について、最新のデータに基づいて検証するなど、施策のマネジメントにデータを積極的に活用します。

(2) 情報システムの標準化・最適化

本市の情報システムの導入数や運用経費は増加傾向にあり、限られた経営資源の有効活用や効率的なシステムの運用が求められていることから、情報システム及びデータの標準化（中間標準レイアウト仕様²⁶、地域情報プラットフォーム標準仕様²⁷等への準拠）とともに、カスタマイズの抑制や仕様の見直しを図ります。

また、情報政策部門が庁内の情報システムの更新時期や運用状況等を適切に把握し、システム間の連携やリソース²⁸の集約、ネットワークの統廃合の検討など、情報システム全般に渡って全体最適化を図ります。

²⁶ 中間標準レイアウト仕様：地方公共団体の情報システム更改に際し、既存システムから次期システムへのデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称、データ型、桁数、その他の属性情報等を標準的な形式として定めた移行ファイル用のレイアウト仕様のこと。

²⁷ 地域情報プラットフォーム標準仕様：様々な情報システム間の連携（電子情報のやりとり等）を可能にするために定めた、各システムが準拠すべき業務面や技術面のルール（標準仕様）のこと。

²⁸ リソース：ソフトウェアやハードウェアを動作させるのに必要なハードウェア容量やメモリ容量、C P U（中央演算処理装置）の処理速度などのこと。

(3) 情報システムにおけるクラウドの導入

クラウドの活用により、情報システムの運用経費縮減や情報セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保といった効果が期待できることから、情報システムへの適応の可能性や効果、課題など、クラウドの導入に向けた検討を進めるとともに、クラウドの普及状況や他自治体の動向を勘案しながら、他自治体との共同化（自治体クラウド）の検討を進めます。

方向性3 安全・安心な暮らしの確保

多様な手段による緊急時における迅速かつ正確な情報提供などとともに、平常時においても地域の安全・安心な暮らしの確保が求められていることから、災害発生時などにおける情報の収集や発信のほか、防犯対策などに I C T利活用を検討するとともに、緊急時におけるサービスの継続に努めます。

(1) 緊急時における情報提供の充実

本市では、「盛岡市災害情報連携システム」を構築し、災害発生情報や避難情報の提供に取り組んでいますが、適切な初動対応や被害の軽減等のためには、更に迅速かつ正確な情報収集と、それに基づく市民等への的確な情報提供が必要であることから、I C Tを積極的に利活用し、様々な主体から発せられる情報の収集や集約、分析を図るとともに、ソーシャルメディアサービスの活用など、多様な情報提供手段による情報の提供に努めます。

(2) 地域の安全・安心の確保

人口減少に伴う担い手不足や管理の行き届かない空き家の増加など、地域の活力の低下や生活環境の悪化が懸念される中、地域の安全・安心の確保への期待が高まっていることから、地域の防犯や安全対策、生活環境の保全、子どもや高齢者の見守りなど、様々な分野において I C T利活用を検討し、I C Tの側面から地域の安全・安心の確保に向けた取組を進めます。

(3) 緊急時における業務継続性の確保

I C Tは、本市の行政運営に欠くことのできない重要なツールであり、災害発生時などの緊急時においても、可能な限り、平常時と変わらない市民サービスの提供や業務を継続する必要があることから、災害に強い情報システム等の構築や、「盛岡市業務継続計画」に基づいた対応に努めるとともに、I C T分野の業務継続計画²⁹である、I C T-BCPの策定や必要に応じた見直しの検討など、情報システム等が被害を受けても市民サービスや業務が継続できる体制と環境を整備し、緊急時における業務の継続性を確保するよう努めます。

²⁹業務継続計画：災害が発生し、利用できる人的・物的資源に制約がある状況下においても実施すべき非常時優先業務を選定し、その業務の実施に必要な資源の確保や配分、執行体制や対応手順等をあらかじめ定める計画のこと。「BCP」(Business Continuity Plan)ともいい、I C T-BCPとは、I C T分野に特化して作成する業務継続計画のこと。

方向性4 情報セキュリティ対策の推進

I C Tを利用した市民サービスの拡大に伴い、情報資産の保護や情報セキュリティの徹底が求められていることから、I C Tの進展に伴う様々なリスクに対応し、安全・安心なサービスの提供やI C T利活用ができるよう、情報セキュリティ対策を推進し、情報セキュリティの向上に努めるとともに、情報化人材の育成を推進します。

(1) 情報セキュリティ対策の推進

I C Tを利活用した安全・安心な市民サービスの提供や、本市の保有する情報資産の保護のため、あらゆる情報セキュリティリスクへの適切な備えが求められていることから、コンピューターウイルス対策やネットワーク管理などにおいて、技術的、物理的な対策を多層的に実施し、情報セキュリティの確保に努めるとともに、I C Tの進展等を踏まえた構成機器やソフトウェアの導入など、情報セキュリティ対策の不断の見直しに努めます。

また、情報セキュリティポリシー規程の継続的な見直しを行うとともに、職員を対象とした情報セキュリティチェックや情報セキュリティ監査等の実施など、人的な情報セキュリティ対策に努めます。

(2) 情報化人材の育成と体制の整備

本市の業務遂行にあたり、I C Tの果たす役割は今後ますます大きくなると考えられており、I C Tの進展に合わせた職員の情報化に関する知識やスキルの向上が重要となることから、職員の役割ごとに必要な知識習得に向けた研修や、情報化推進リーダーを中心とした最新技術の情報共有を通じて、職員の知識やスキルの底上げを図るとともに、組織横断的な「プロジェクトチーム」の設置を検討するなど、I C T利活用の推進に向けた、情報化人材の育成と体制の整備を進めます。

第5章 推進体制

1 推進体制

(1) 全庁的な推進体制

市全体として効果的な I C T利活用を推進するため、「庁議」において、I C T利活用に係る情報の共有と部局間の連携・調整を図り、庁内横断的な取組を推進します。

(2) I C T利活用実施部門における推進体制

I C T利活用実施部門（各課等）に、新たに I C T利活用推進において中心的な役割を担う「情報化推進リーダー」（各課等の長が指名）を設置し、各課等の長とともに中心となって、I C Tの利活用や導入の検討を推進します。

・情報化推進リーダーの役割

- ・ I C Tを利活用した市民サービスの向上，事務の効率化等の推進
 - ・ 端末等の操作・運用管理の指導・助言
 - ・ 情報セキュリティの維持・啓発
- 等

(3) 情報政策部門の役割

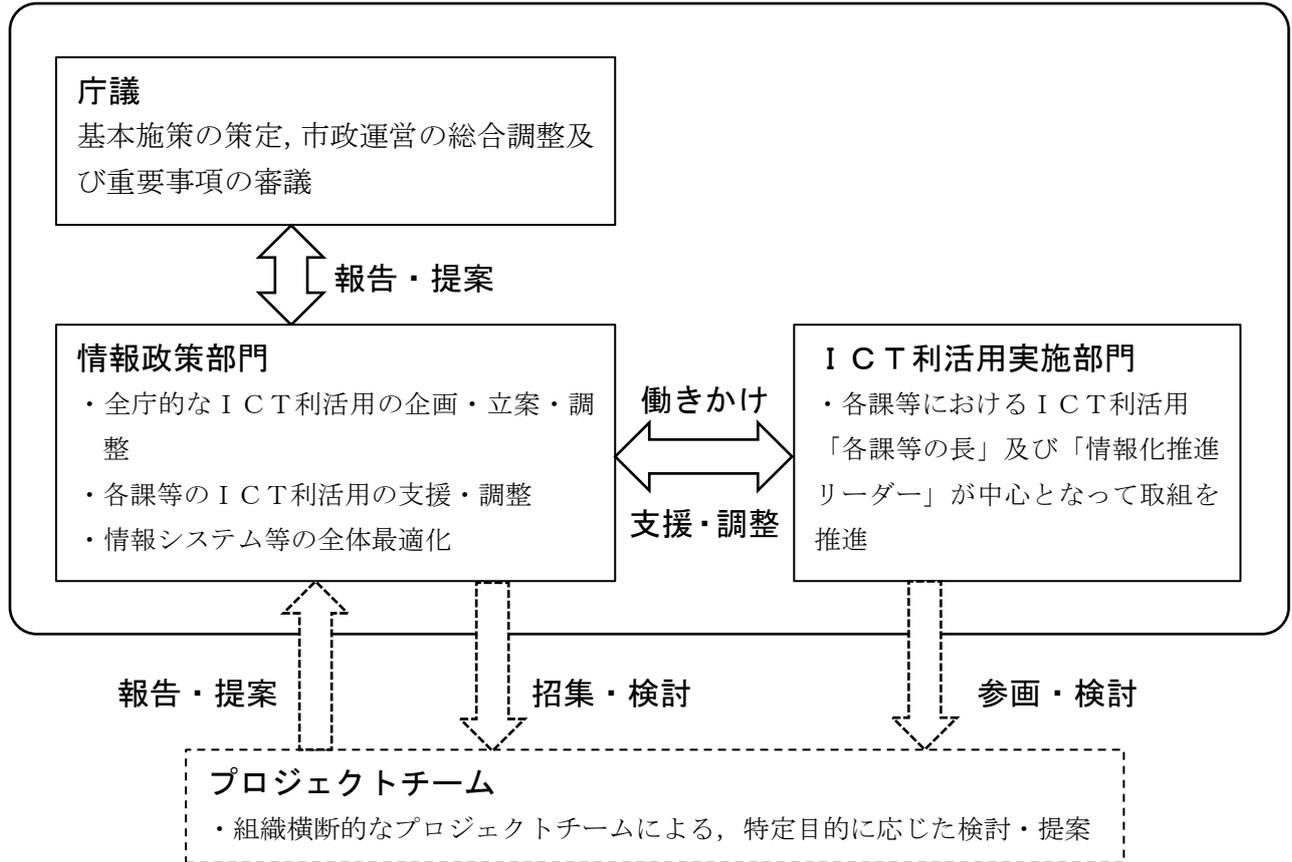
情報政策部門（総務部情報企画課）は、全庁的な取組の企画・立案・調整などを通じて I C Tの積極的な利活用や導入の検討を推進します。

また、I C T利活用実施部門（各課等）への I C T利活用に係る働きかけや導入から運用管理まで積極的な支援・調整を行うとともに、庁内の情報システム等の全体最適化に係る調整を行います。

I C Tの技術動向や国及び他の自治体の I C T利活用に係る取組等の情報共有や研修等を通じて「情報化推進リーダー」の育成を図ります。

(4) プロジェクトチームの役割（設置した場合）

I C Tの利活用や導入を推進するうえで、情報政策部門（総務部情報企画課）や I C T利活用実施部門（各課等）での検討レベルを超える案件については、全庁的な検討体制を構築することとし、関連する部署を中心とした組織横断的な「プロジェクトチーム」により、現状や課題の把握のほか、I C T利活用の検討や提案などを行います。



【参考資料】盛岡市情報化基本計画（第一次～第四次）施策一覧

ア e-citizen づくり

| 区分 | 施策 | 実施 | 一部着手 | 未着手 | 計画期間 | |
|--------------------|---------------------------------|----|------|-----|-------|-------|
| e-citizen | 学校教育施設の基盤インフラ整備 | | ○ | | 一次～四次 | |
| | 小中高等学校における教育の情報化の推進 | | ○ | | 一次～四次 | |
| | IT 講習の推進 | | ○ | | 一次 | |
| | 公共施設予約システムの構築 | | ○ | | 一次～四次 | |
| | 図書館蔵書検索・予約管理システムの構築 | ◎ | | | 一次 | |
| | 男女共同参画の活動支援ネットワークの構築 | | ○ | | 一次 | |
| | IT による福祉総合ネットワークづくり | | ○ | | 一次 | |
| | 環境情報のネットワークづくり | | ○ | | 一次 | |
| | 国際交流情報のネットワークづくり | | ○ | | 一次 | |
| | 市立病院等の医療関連情報システムの高度化 | ◎ | | | 一次 | |
| | バスロケーションシステムの整備 | ◎ | | | 一次 | |
| | 災害時緊急情報伝達手段の多様化 | | ○ | | 一次 | |
| | ケーブルテレビの一本化 | ◎ | | | 一次 | |
| | ブロードバンド・ゼロ地域の解消 | ◎ | | | 一次～三次 | |
| | 公共空間でのインターネット環境整備 | ◎ | | | 一次 | |
| | デジタルコミュニティ支援事業 | ◎ | | | 一次～四次 | |
| | 地域 IT リーダーの育成 | | ○ | | 一次 | |
| | 市民電子会議室の運営(e-city づくりに再掲) | ◎ | | | 一次 | |
| | 地方税申告システムの導入(e-city づくりに再掲) | ◎ | | | 一次～二次 | |
| | 申請・届出のオンライン化の促進(e-business に再掲) | | | ○ | 一次～四次 | |
| | 住基カードの普及推進と活用(e-city づくりに再掲) | | | | × | 一次～四次 |
| | 手数料の電子納付(e-city づくりに再掲) | | | | × | 一次～四次 |
| | 電子投票システムの導入(e-city づくりに再掲) | | | | × | 一次～四次 |
| | 生涯学習・スポーツ情報収集提供等システムの充実 | ◎ | | | | 二次～三次 |
| | 歴史文化施設情報提供等システムの構築 | ◎ | | | | 二次～三次 |
| | 防災 GIS システム等の構築 | | ○ | | | 二次～三次 |
| | 消防救急無線のデジタル化等 | | ○ | | | 三次～四次 |
| | 軽自動車税のコンビニ収納 | ◎ | | | | 三次 |
| | 図書ネットワークの構築 | | ○ | | | 四次 |
| | スポーツ情報発信専用ホームページの開設 | | ○ | | | 四次 |
| タブレット端末等の環境整備 | | ○ | | | 四次 | |
| 市税等の納付手段の拡大 | | ○ | | | 四次 | |
| 災害時緊急連絡システム等の機能拡充等 | | ○ | | | 四次 | |
| ホームページを活用した情報提供の充実 | | ○ | | | 四次 | |
| | | 12 | 19 | 3 | | |

イ e-business づくり

| 区分 | 施策 | 実施 | 一部着手 | 未着手 | 計画期間 |
|------------|-------------------------------|----|------|-----|-------|
| e-business | IT を活用した営農・経営活動の支援 | | ○ | | 一次 |
| | 盛岡市企業データベースの構築 | ◎ | | | 一次 |
| | 中小企業情報研修の促進 | ◎ | | | 一次 |
| | 建設 CALS/EC の導入 | | | × | 一次～二次 |
| | 電子入札・調達システムの導入(e-city づくりに再掲) | | ○ | | 一次～四次 |
| | 申請・届出のオンライン化(再掲) | | | | |
| | 認証基盤の整備(e-city づくりに再掲) | ◎ | | | 一次 |
| | 国際観光客の誘致及び受入れ体制の整備 | ◎ | | | 一次 |

盛岡市 I C T利活用推進指針

| | | | | |
|------------------|---|---|---|-------|
| 商店街の情報化促進 | | ○ | | 一次 |
| インキュベーション施設の整備 | ◎ | | | 一次 |
| ソフトウェア産業等の誘致・育成 | ◎ | | | 一次 |
| 産学官の連携による新規産業の育成 | ◎ | | | 一次 |
| 電子納品の導入 | | ○ | | 三次～四次 |
| | 7 | 4 | 1 | |

ウ e-cityづくり

| 区分 | 施策 | 実施 | 一部着手 | 未着手 | 計画期間 | |
|-------------------|-------------------------|----|------|-------|-------|-------|
| e-city | 総合的文書管理システムの構築 | ◎ | | | 一次～二次 | |
| | 財務会計システムの再構築 | ◎ | | | 一次 | |
| | 新市民税システムの構築 | | ○ | | 一次 | |
| | 行政評価システムの構築 | ◎ | | | 一次 | |
| | 統合型 GIS システムの構築 | ◎ | | | 一次・四次 | |
| | ナレッジマネジメントシステムの構築 | | ○ | | 一次～二次 | |
| | 各種データベースの整備 | | ○ | | 一次 | |
| | ホームページを活用した情報提供の充実 | ◎ | | | 一次～三次 | |
| | 市民電子会議室の運営(再掲) | | | | | |
| | 市民相談・要望・苦情のデータベース化 | | | × | 一次 | |
| | 電子入札・調達システムの導入(再掲) | | | | | |
| | 電子投票システムの導入(再掲) | | | | | |
| | 手数料の電子納付の実現(再掲) | | | | | |
| | 地方税申告システムの導入(再掲) | | | | | |
| | 住基カードの普及推進と活用(再掲) | | | | | |
| | 総合行政ネットワークの整備 | ◎ | | | 一次 | |
| | 認証基盤の整備(再掲) | | | | | |
| | グループウェア整備事業 | ◎ | | | 一次 | |
| | 研修の充実 | ◎ | | | 一次～三次 | |
| | 情報化社会にも対応できる体制の検討 | ◎ | | | 一次 | |
| | セキュリティポリシーの策定 | ◎ | | | 一次 | |
| | 個人情報の保護 | ◎ | | | 一次～三次 | |
| | 計画の推進 | ◎ | | | 二次～三次 | |
| | 新市民税システムの構築 | ◎ | | | 二次 | |
| | 後期高齢者医療システムの構築 | ◎ | | | 二次 | |
| | 屋外広告物管理システムの構築 | ◎ | | | 二次 | |
| | 価格通知の電子媒体による一括通知システムの構築 | | | | × | 二次～四次 |
| | 土地異動システムの構築 | ◎ | | | 二次～三次 | |
| | 新保育システムの構築 | ◎ | | | 二次 | |
| | 消費生活相談システムの構築 | ◎ | | | 二次 | |
| | 情報セキュリティポリシーの見直し | | | ○ | 二次 | |
| | 住民記録システムの再構築 | ◎ | | | 三次 | |
| | グループウェアシステムの更新 | ◎ | | | 三次 | |
| 情報セキュリティ対策の強化 | | | ○ | 三次～四次 | | |
| クラウド技術の導入促進 | | | ○ | 四次 | | |
| 業務継続計画に係る情報システム対策 | | | | × | 四次 | |
| | | 20 | 6 | 3 | | |

■ は再掲を示す

盛岡市 I C T利活用推進指針

令和元年（2019年）12月

盛岡市総務部情報企画課